別紙様式第21号

2024年12月26日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会 長　　松下　浩一　殿

（商号又は名称）ちばぎんアセットマネジメント株式会社
（代表者）代表取締役社長　　石井　義和

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

⑴ 資本金の額（2024年11月末日現在）

資本金の額　　：2億円
発行可能株式総数　：10,000株
発行済株式総数　　：4,000株
最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

⑵ 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

取締役会は、取締役全員をもって組織し、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定します。取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定します。また、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にて、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

②投資運用の意思決定機構

[運用方針等の策定]

投資方針委員会において、投資環境（景気、企業収益等）及び相場動向（株、為替、商品市況等）を勘案し、総合的な投資方針を決定します。決定された投資方針に基づきファンドマネージャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定します。

[実行]

ファンドマネージャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。売買発注の執行は、最良執行を目指してトレーダーが行います。

[検証]

法令諸規則、投資信託約款や運用ガイドライン等の遵守状況については、運用部から独立したコンプライ

アンス部がモニタリングを行います。モニタリングの結果は運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

委託会社の機構は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２．事業の内容及び営業の概況

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2024年11月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	127,972
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	7,659
単位型公社債投資信託	0	0
合計	31	135,631

３．委託会社等の経理状況

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(3) 財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 貸借対照表

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	444,246	※2	488,554
前払費用		2,990		3,182
未収収益	※2	0	※2	0
未収委託者報酬		191,210		198,207
流動資産計		638,448		689,944
固定資産				
有形固定資産	※1	11,943	※1	9,358
建物		1,944		1,614
器具備品		9,998		7,744
無形固定資産		3,743		2,958
ソフトウェア		2,596		1,811
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		30,186		31,727
長期前払費用		952		496
長期差入保証金	※2	19,497	※2	19,497
繰延税金資産		9,735		11,732
固定資産計		45,873		44,044
資産合計		684,322		733,988
負債の部				
流動負債				
未払費用	※2	16,993	※2	20,833
未払代行手数料	※2	63,329	※2	68,059
未払投資助言手数料		1,524		1,469
未払法人税等		17,937		11,766
賞与引当金		15,552		16,835
その他の流動負債		13,465		12,889
流動負債計		128,802		131,853
固定負債				
役員退職慰労引当金		11,510		17,690
固定負債合計		11,510		17,690
負債合計		140,312		149,543
純資産の部				
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		322,911		363,347
繰越利益剰余金		322,911		363,347
利益剰余金合計		344,009		384,445
株主資本合計		544,009		584,445
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計		—		—
純資産合計		544,009		584,445
負債・純資産合計		684,322		733,988

(2) 損益計算書

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日）
営業収益				
運用受託報酬		13,508		13,731
委託者報酬		786,778		852,105
投資助言報酬		85,849		29,100
その他営業収益		—		13,300
営業収益計	※1	886,136	※1	908,236
営業費用				
調査費		124,127		120,426
調査費		124,127		120,426
代行手数料	※1	256,333	※1	285,096
投資助言手数料		17,716		16,963
営業雑経費		51,377		45,501
通信費		1,475		1,443
印刷費	※1	48,415	※1	42,495
協会費		1,426		1,502
諸会費		60		60
営業費用計		449,555		467,987
一般管理費				
給料	※1	271,835	※1	283,957
役員報酬		33,677		29,142
給料・手当		193,460		205,360
賞与		29,145		32,620
賞与引当金繰入		15,552		16,835
福利厚生費		5,565		6,988
交際費		637		662
旅費交通費		982		1,406
租税公課		5,048		5,061
不動産賃借料	※1	24,235	※1	24,235
役員退職慰労引当金繰入		5,200		6,180
固定資産減価償却費		8,187		6,786
諸経費		50,935		45,855
一般管理費計		372,627		381,134
営業利益		63,953		59,114
営業外収益				
受取利息	※1	1	※1	1
その他		167		7
営業外収益計		169		9
営業外費用				
為替差損		208		153
その他		—		39
営業外費用計		208		193
経常利益		63,914		58,930
特別損失				
固定資産除却損		0		0
特別損失計		0		0
税引前当期純利益		63,914		58,930
法人税、住民税及び事業税		22,294		20,490
法人税等調整額		△2,256		△1,996
法人税等合計		20,038		18,494
当期純利益		43,876		40,436

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	279,035	300,133	500,133	—	500,133
当期変動額							
当期純利益	—		43,876	43,876	43,876	—	43,876
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	43,876	43,876	43,876	—	43,876
当期末残高	200,000	21,097	322,911	344,009	544,009	—	544,009

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	322,911	344,009	544,009	—	544,009
当期変動額							
当期純利益	—		40,436	40,436	40,436	—	40,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	40,436	40,436	40,436	—	40,436
当期末残高	200,000	21,097	363,347	384,445	584,445	—	584,445

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	4～12 年
器具備品	3～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたり契約財産を運用することにより履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された契約財産の額に投資顧問料率を乗じた金額を収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額を収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、投資顧問契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(4) その他営業収益

その他営業収益は、資料提供業務契約に基づき、契約期間にわたり資料提供サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、資料提供業務契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
建物	4,004千円	4,333千円
器具備品	48,032千円	52,238千円

※2　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
現金及び預金	280,953千円	105,455千円
未収収益	0千円	0千円
長期差入保証金	19,497千円	19,497千円
未払費用	1,815千円	2,118千円
未払代行手数料	45,293千円	46,249千円

(損益計算書関係)

※1　関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日)	当事業年度 (自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日)
営業収益	22,800千円	22,800千円
代行手数料	193,655千円	208,156千円
給料	207,767千円	224,609千円
不動産賃借料	24,235千円	24,235千円
印刷費	4,281千円	2,501千円
受取利息	1千円	1千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普 通 株 式	4,000	―	―	4,000
合　　計	4,000	―	―	4,000

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普 通 株 式	4,000	―	―	4,000
合　　計	4,000	―	―	4,000

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（有価証券関係）

1.　その他有価証券

前事業年度（2023 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	―	―	―
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	―	―	―
合　　計	―	―	―

当事業年度（2024 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	―	―	―
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	―	―	―
合　　計	―	―	―

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）及び当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）ともに該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日現在）	当事業年度 （2024年3月31日現在）
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	3,522	5,413
賞与引当金	4,758	5,151
減価償却超過額	91	91
未払事業税	1,363	1,076
繰延税金資産　小計	15,401	17,397
評価性引当額	△5,665	△5,665
繰延税金資産　合計	9,735	11,732
繰延税金負債		
繰延税金負債　合計	—	—
繰延税金資産　純額	9,735	11,732

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.3%
住民税均等割	0.5%	0.5%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%	31.4%

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

前事業年度の収益の構成は次の通りです。

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
運用受託報酬	13,508千円
委託者報酬	786,778千円
投資助言報酬	85,849千円
その他営業収益	-千円
合計	886,136千円

当事業年度の収益の構成は次の通りです。

	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
運用受託報酬	13,731千円
委託者報酬	852,105千円
投資助言報酬	29,100千円
その他営業収益	13,300千円
合計	908,236千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	22,800
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	22,800
ちばぎん証券株式会社	19,600

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)及び当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)及び当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)及び当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）ともに、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 30%	預金取引	預金の預入	15,200	現金及び預金	280,953
						投資助言契約	投資助言報酬の受領	22,800		
						資料提供業務契約	資料提供報酬の受領	—		
						出向者の受入	出向者負担金の支払	207,767	未払費用	1,197
						当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資信託に係る事務代行手数料の支払	163,746	未払代行手数料	37,593
						本社事務所の賃借	賃借料の支払			
						投資信託の募集の取扱いにかかる資料	交付目論見書・販売用資料の印刷費用	24,235	長期差入保証金	19,497
						役員の兼任		4,281	未払費用	618

(注)1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

預金の預入に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。

出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

本社事務所の賃借料の支払に関しては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

販売用資料の印刷費用に関しては、契約に基づき決定しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 30%	預金取引	預金の預入	△175,497	現金及び預金	105,455
						投資助言契約	投資助言報酬の受領	9,500		
						資料提供業務契約	資料提供報酬の受領	13,300		
						出向者の受入	出向者負担金の支払	224,609	未払費用	1,430
						当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資信託に係る事務代行手数料の支払	173,710	未払代行手数料	36,734
						本社事務所の賃借	賃借料の支払			
						投資信託の募集の取扱いにかかる資料	交付目論見書・販売用資料の印刷費用	24,235	長期差入保証金	19,497
						役員の兼任		2,501	未払費用	687

(注)1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

預金の預入に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。

資料提供報酬に関しては、提供する資料の内容等を勘案し総合的に決定しております。

出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

本社事務所の賃借料の支払に関しては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

販売用資料の印刷費用に関しては、契約に基づき決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区	45,743	銀行業	(被所有) 直接 20%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資信託に係る事務代行手数料の支払	29,908	未払代行手数料	7,699

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区	45,743	銀行業	(被所有) 直接 20%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資信託に係る事務代行手数料の支払	34,445	未払代行手数料	9,514

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券㈱	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	―	投資助言契約 出向者の受入 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資助言報酬の受領 出向者負担金の支払 投資信託に係る事務代行手数料の支払	58,800 18,844 24,278	未払代行手数料	7,015

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。出向者の

受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券㈱	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	―	投資助言契約出向者の受入当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資助言報酬の受領 出向者負担金の支払 投資信託に係る事務代行手数料の支払	19,600 6,953 34,774	未払代行手数料	9,727

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 親会社に関する注記

㈱千葉銀行（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
1株当たり純資産額	136,002円32銭	146,111円35銭
1株当たり当期純利益金額	10,969円01銭	10,109円03銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
当期純利益　（千円）	43,876	40,436
普通株式の期中平均株式数（株）	4,000	4,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		487,673
前払費用		1,172
未収収益		19
未収委託者報酬		223,230
流動資産計		712,095
固定資産		
有形固定資産	※1	8,018
建物		2,064
器具備品		5,953
無形固定資産		2,702
ソフトウェア		1,555
電話加入権		1,146
投資その他の資産		31,356
長期前払費用		358
長期差入保証金		19,497
繰延税金資産		11,500
固定資産計		42,077
資産合計		754,173
負債の部		
流動負債		
未払費用		22,713
未払代行手数料		72,675
未払投資助言手数料		1,353
未払法人税等		10,194
賞与引当金		17,216
その他の流動負債		11,242
流動負債計		135,394
固定負債		
役員退職慰労引当金		16,830
固定負債合計		16,830
負債合計		152,224
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		21,097
その他利益剰余金		380,850
繰越利益剰余金		380,850
利益剰余金合計		401,948
株主資本合計		601,948
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計		—
純資産合計		601,948
負債・純資産合計		754,173

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日）
営業収益		
運用受託報酬		8,052
委託者報酬		452,904
その他営業収益		11,400
営業収益計		472,356
営業費用		
調査費		64,012
調査費		64,012
代行手数料		158,988
投資助言手数料		7,718
営業雑経費		27,210
通信費		580
印刷費		25,598
協会費		971
諸会費		60
営業費用計		257,929
一般管理費	※1	188,839
営業利益		25,586
営業外収益		
受取利息		33
その他		0
営業外収益計		33
営業外費用		
為替差損		7
営業外費用計		7
経常利益		25,612
税引前中間純利益		25,612
法人税、住民税及び事業税		7,878
法人税等調整額		231
法人税等合計		8,109
中間純利益		17,502

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	363,347	384,445	584,445	—	584,445
当中間期変動額							
中間純利益	—	—	17,502	17,502	17,502	—	17,502
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	17,502	17,502	17,502	—	17,502
当中間期末残高	200,000	21,097	380,850	401,948	601,948	—	601,948

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	4～15 年
器具備品	3～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたり契約財産を運用することにより履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された契約財産の額に投資顧問料率を乗じた金額を収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額を収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、資料提供業務契約に基づき、契約期間にわたり資料提供サービスを提供するもので

あり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、資料提供業務契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
建物	4,466千円
器具備品	54,028千円

（中間損益計算書関係）

※1　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日）
有形固定資産	1,922千円
無形固定資産	255千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	―	―	4,000
合　　計	4,000	―	―	4,000

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

	当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
運用受託報酬	8,052千円
委託者報酬	452,904千円
その他営業収益	11,400千円
合計	472,356千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	11,400

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
1株当たり純資産額	150,487円05銭
1株当たり中間純利益金額	4,375円69銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
中間純利益　　（千円）	17,502
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日　　2024年12月26日

作成基準日　　2024年12月13日

本店所在地　　東京都墨田区江東橋2-13-7

お問い合わせ先　　業務部

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月２８日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長　尾　　礎　樹

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の２０２３年4月１日から２０２４年3月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の２０２４年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１２月１３日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　宮　川　宏

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。